



山田こうじです！

京都市独自の市民税減免措置の見直しは撤回せよ！

9月市会で、継続審議となった、行財政審議会の先取りである「市民税独自減免の廃止」が11月9日の総務消防委員会で審議され質疑しました。

京都市独自減免の減免対象所得は4人家族で年所得172万円、月にして14万3千円から、年所得161万円、月13万4千円に引き下げるものです。

夫婦2人、中学生・小学生の子供2人、4人家族の生活保護基準は、月23万円余り、年間にすると280万円ほどになります。

生活保護基準から比べても、はるかに低い所得の市

憲法25条の生存権を信じて



民に市民税の均等割り、年5600円の負担を求めるものです。

「市税減免条例」が廃止されると、約5万人の低所得者に対し、新たに市民税1億6千万円の負担を求めるものです。

福祉サービスへの影響は深刻！

憲法25条では、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない」とあります。

京都市の独自減免は、憲法25条を活かした優れた制度です。

しかし、京都市独自減免が廃止されると、市民税均等割りが増税されるだけでなく、非課税ということによって受けていた福祉サービスが受けられなくなります。

障害者日常生活用具や、国民健康保険高額療養費の自己負担限度額、介護保険施設・居宅サービスの利用料金、高校進学・就学支援金給付など、行財政局の推計で福祉関連の生活支援の

57事業で45、512人に13億1千万円余りの負担となります。

高齢者や障害者にとっては無くてはならない制度です。

他都市にはない誇りある制度を守れ！

「70年前の生活困窮者救済対策であり、時代にそぐわない。他都市には無い特異な制度。税の公平性の観点から廃止せざるを得ない」との廃止理由にはまったく道理はありません。

特異な制度ではなく、地方税法295条3項に基づく制度です。合法的な制度だから、現在、所得割失格者減免により、福祉施策において、国から10億7千万円の補助金などが交付されています。

負担能力に感じた税制度への転換を

「生活に身近なサービスを提供する地方税は受益と負担の関係がわかりやすく、町内会費的な性格があり、あまねく公平に負担していただくもの」との説明がありました。

税金とは、支払える能力

のある人から応分の負担を求め、税を支払う資力のない人も含めて住民に必要なサービスを提供することを可能にするものです。

私的にはなしえない公共サービス、あるいは市場で提供できるものであるが市場から購入する資金のない住民にもサービスを提供するための資金として国や地方公共団体が強制的に課すもので、元々対価性は無いことを指摘し、累進課税の強化などを求めました。

大企業・高額所得者へ適正課税を！

今回の条例改正では、資本金3億円以上の企業の法人市民税の超過課税の延長の議案もあります。

超過課税の延長は必要ですが、限度額まで超過するものではありません。限度額いっぱいまで法人市民税を課税すれば4、1億円の税収が見込めます。

年所得700万円以上の層に、三位一体改革以前の税率13%を適応すれば98億円の税収が得られます。

税制度のありようそのものを見直しこそ必要だと指摘しました。

まじとおおき

NO.2388

11月2日に「第72回京都市都市計画審議会」が京都経済センターで開催され、2件の議案と、3件の報告案件がありました。私は、高さ規制を緩和する「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」について質疑しました。

長年のまちづくりの運動の成果として高さ規制が行われ「京都の景観の守るべき骨子の堅持」されてきました。

これまで、学校や病院などの公共施設が対象だった「特例許可」の規制を緩和するものです。高さ規制の特例許可の対象に「まちづくり」に貢献する建築物」という、あいまいな規定を追加するものです。

規定上、市が定める手続きと審査を経れば、市内全域で規制を超える建物が建てられることとなります。何のための高さ規制だったのかと言わなければなりません。「京都の景観」に逆行するものです。11月25日まで市民意見募集が行われています。